

福祉文教委員会会議録

令和4年3月8日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:50

【 案 件 】

1. 議案第 6 号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算
2. 議案第27号 専決処分の承認(令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号))

【 報告事項 】

1. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。当初予算資料の3ページをお願いいたします。本予算は、令和3年度から令和5年度までの「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の中間年度の予算となっております。特別会計の介護保険の欄に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ161億1598万6千円と定めるものでございます。

それでは予算の主な概要につきまして説明させていただきます。予算資料の48ページ中ほどをお願いいたします。まず、歳入の主な項目について説明させていただきます。保険料、介護保険料につきましては、高齢者人口の見込みに応じまして、第1号被保険者数を特別徴収対象者3万5571人、普通徴収対象者4842人、計4万413人と推計いたしまして、前年度とほぼ同額の29億9998万6千円といたしております。同じく、48ページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、また49ページの繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じまして、それぞれの財源負担割合で計上いたしております。同じく、49ページの諸収入、食の自立支援事業利用者負担金を3591万4千円計上いたしております。これは歳出予算に計上しております配食サービス事業費の2分の1の自己負担分となります。

続きまして、歳出の主な項目について説明させていただきます。介護認定審査会費の1303万4千円につきましては、介護保険の認定申請に係る経費でございます。前年度に比べ111万7千円の減となっておりますが、これは介護認定審査会の委員の任期が2年となっており、令和4年度は委嘱状交付式を行わないことにより、昨年度に比べて委員報酬が減となるのが主な要因でございます。同じく49ページの認定調査等費の4894万2千円につきましては、認定調査等に係る経費で、前年度に比べ1420万円の減となっております。これは、前年度に予算計上いたしておりました介護認定審査支援システムのパソコンやソフトウェアの更新費用が、本年度は不要となっていることが主な要因でございます。同じく49ページの保険給付費、1つ目の黒丸、介護サービス等諸費から6つ目の黒丸、審査支払い手数料までの保険給付費につきましては、前年度より3億7993万円の増となっております。この保険給付費の増額につきましては、介護サービス等諸費が増となるのが主な要因でございます。地域支援事業費につきましては、まず1つ目の黒丸、介護予防生活支援サービス事業費の6億9820万1千円は、主に総合事業のサービスに対する事業費でございます。次に、2つ目の黒丸、一般介護予防事業費の3664万6千円につきましては、認知症予防教室事業や高齢者筋力アップ教室事業を初めとする各種介護予防事業の実施に要する経費で、前年度に比べ、

469万6千円の増となっております。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました教室の定員の半減と実施回数の増、ミニ介護予防教室の新規実施によるものでございます。続きまして3つ目の黒丸、包括的支援事業・任意事業費として3億6367万8千円を計上いたしております。主な内訳としましては、1つ目の白丸、総合相談事業費につきましては、平成31年4月から市内全ての地域において委託しております地域包括支援センター運営委託料でございます。次に、50ページの基金積立金、介護保険給付費等準備基金積立金としましては、準備基金、預金利子及び運営諸収入の積立金1192万2千円を計上いたしております。

次の債務負担行為のケアプラン点検等委託料につきましては、介護給付費適正化事業として実施するケアプラン点検等委託につきまして、複数年契約による継続的な分析と方策の検討を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。以上、「議案第6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。予算規模が161億1598万6千円ということで、前年度比3億9446万8千円の増、2.5%の増となっております。高齢者の増加ということもあろうかと思えますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響はどういうふうに反映しているかお尋ねをします。

○高齢介護課長

コロナウイルス関係の影響といたしましては、予算資料49ページ中ほどの保険給付費の欄、介護サービス等諸費などにつきまして、昨年度の当初予算より増額の計上させていただいております。これにつきましては、令和3年度当初予算要求時には、コロナの影響によるサービスの利用控えが起こるのではないかと危惧する部分がございます、若干低めの算定をして昨年度は当初予算を計上いたしておりました。今年度の決算見込みによりますと、さほど利用控えが起こっていない状況ということもございまして、保険給付費の増が、昨年度の当初予算と比較して多くなっておるところでございます。

○川上委員

その利用控えというのは、通所型のほうを検討されておったということですか。

○高齢介護課長

通所型、訪問型でございます。

○川上委員

最近、第6波が下げ止まりという傾向ですけれども、死亡者、重傷者が深刻化しているということなんですけれども、その要因の大きな一つに高齢者施設があるわけですね。このことについては、予算との関係になりますけれども、どういう考慮があるのでしょうか。

○高齢介護課長

高齢者施設のコロナ対策に関しては、この飯塚市の特別会計としては特段の予算計上はなされておられません。

○川上委員

予算編成に当たり、高齢者施設のことですから、特別な考慮がいたっているのではなかったかと思うわけですね。ところが、先ほどの話だと前年度低く見ておったのが、決算はそうでもないの、考え方を元に戻したみたいな程度なんだけれど、もう少し見込みを考えたところがないのかというふうに思ったわけです。

○高齢介護課長

高齢者施設のコロナ対策として、市として行っておりますPCR検査事業などがございます

が、そちらのほうは一般会計のほうで予算立てさせていただいております。

○川上委員

そういうことを聞いているわけではありません。かみ合いません。それで、基金のことをお尋ねしようと思うんですね。積み増しだとか資金運用の利息のことなどもありますけれども、残高、この間の推移と残高見込み、お尋ねします。

○高齢介護課長

基金の残高につきましては、当初予算資料の78ページに記載をさせていただいております。78ページ中ほどに、介護給付費等準備基金の欄がございまして、令和3年度の年度末残高の見込みが4億1763万6千円となるところでございます。

○川上委員

これは、前年度末というか、今年度末からすると、どのぐらいふえていますか。ふえる見込みですか。

○高齢介護課長

失礼しました。前年度末に比べまして、1億6251万5千円の増となっております。

○川上委員

この制度は、目的は何のためですか。

○高齢介護課長

介護保険制度というのは、3年間で介護保険計画を保険者ごとに立てまして、その間でいただいた保険料をもとに、まずサービスの給付費の見込みを3年間で立てまして、その間の給付費を賄える保険料を3年間で被保険者の方からいただくというような仕組みになっています。一方、給付費につきましては、今のところ毎年少しずつふえていくような状況になりますので、この準備基金につきましては、年度間の給付費の差をバランスをとるための基金ということでございます。計画3年間のうち初年度で基金を積み立てる。2年目で収支バランスをとり、3年目で初年度に積み立てた基金を不足分に充てるというような組み立てになっております。

○川上委員

今の発想だと3年目には残高ゼロになりますね。そういう発想なんですかね。

○高齢介護課長

計画策定上、そうなりますけれども、ぎりぎりという基金の積み立てにはなりませんので、若干の余裕を持って積み立てるところでございます。

○川上委員

今年度は、1億6千万円積み増していくということなんですか、さっきの答弁では。ちょっと確認します。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この原資は何ですか。一般会計からもらう分とか、そういうことなんですか。

○高齢介護課長

失礼いたしました。今年度、積み立てる分につきましては、歳入予算から給付費、サービス費を引いた額の残高を積み立てるものでございます。

○川上委員

ということは、もともとは介護保険料ということですか。

○高齢介護課長

国、県、それから一般会計の繰入金も含まれております。

○川上委員

介護保険料は含まれますか、含まれませんか。

○高齢介護課長

含まれます。

○川上委員

先ほど、ゼロになる計算だけれど、それでは現実的には若干の余裕を持たせておりますということなんですけれど、若干の余裕を持たせるというのは、目安を何か持っているんですか。

○高齢介護課長

3年目で不足を来さないよというめどはございますが、具体的に金額で幾らというようなものを持っているものでございませぬ。

○川上委員

これは例えばですけれど、厚生労働省のほうから、このくらいとか、あるいは福岡県からこの程度はというような目安的なものが示されたりはしていないんですか。

○高齢介護課長

示されておられません。

○川上委員

本市の場合は、独自にということは、飯塚市において独自に目安を持っているわけですかね。

○高齢介護課長

特に国や県から示されておられませんので、市の判断で積み立てております

○川上委員

だから、国、県から目安というのは特に、地方自治体ですからね、示されてないと。飯塚市として目安を持っているのですかということ聞いたわけです。

○高齢介護課長

目安は持っておりませぬ。

○川上委員

そうすると3年間でためたものを使いましょうとなっているんだけど、まだ下がありますと、土台が。これはどういうことになるんですかね。保険料の取り過ぎということになりますか。

○高齢介護課長

従前から基金を積み立ててまいりました。この8期の以前、7期以前までですけれども、それで積み立てている部分が過半でございまして、何と言いますか、8期の3年間で特に新たに、多めに保険料をいただいて、どんどん積み立てているというような状況ではございませぬ。

○川上委員

基金の原資の中には、介護保険料が入っているということですよ。そして、3年間で大体とんとんになるように設計していますと。ところがだんだんにたまってくと、何億円も。ということは、その中に介護保険料が想定よりも使われずに残っていたというような全体的なことから言えば、なるのではないかと思うけれど。だから、今課長が言われたように、この期中にできたわけではなくて、長い間にいつの間にかたまったと言うなら、長い間、高過ぎる介護保険料を徴収しておったということになるのではないですか。

○高齢介護課長

従前からの基金が保険料の取り過ぎで、これまで積み立ててきたのではないかというような指摘かとは思いますが、基金の残高というのは、期間中、上下することはございます。今回、年度末の見込みが4億1千万円となっておりますけれども、年度途中でも残高が上下いたしますので、それには、ある程度の若干の余裕が必要ということでございますので、年度末の残高は4億1千万円となっておりますけれども、その程度の残高は必要だというふうに判断しております。

○川上委員

私は、今必要かどうかを議論しているわけではなくて、それがあつたということの中には、これまで高かつた介護保険料の塊が、その中に一部入つていふことと聞いたわけですね。これもかみ合いません。かみ合いますかね、かみ合わないでしょう。かみ合わせてないのはそちらの答弁だと思ひますけれど。それで、目安のない若干の余裕、何億円という若干の余裕を、これまでの介護保険料の一部として積み上げていふことは確認ができると思ひます。それで、2021年度から3カ年に渡る介護保険料設定を昨年したんですけど、65歳以上の方の介護保険料基準額、年額で7万9200円から8万6040円に引き上げたわけですね。それで、これによつて、それ以前、福岡県下で2番目に高い介護保険料と言われておつたものが、一番高くなるのではないかと聞かれておつたんですけど、決算特別委員会でしたか、1番にはなつておりませんということでした。1番のところの基準と飯塚市の基準はどのくらい違ふんですか。

○高齢介護課長

飯塚市の介護保険料基準額は、今、質問委員からご指摘がありましたとおり月額7170円でございます。第8期の県内1位の介護保険料につきましては、広域連合A、宮若市、鞍手郡の一部、朝倉郡の一部、田川郡川崎町などのAグループですけれども、こちらの月額保険料が7203円となつております。33円の金額差となつております。

○川上委員

これは、前は2位だったでしょう。ワースト2位。ワースト1位とはどれぐらいの差があつたんですか。

○高齢介護課長

前回、第7期の保険料につきましては、第1位が同じく広域連合Aで8048円。それから飯塚市が6600円ございましたので、差額といたしましては、1448円でございます。

○川上委員

そうすると、これは限りなくワースト1位に接近したと。あと33円でワースト1になるところだったということなんですかね。

○高齢介護課長

おっしゃるとおり、あと33円でワースト1位同率になるところでございます。

○川上委員

この介護保険料の引き上げのときに、昨年の福祉文教委員会、私は所属しておりませんでしたけれど、傍聴していたのかな、ネットで見っていたのか。飯塚はどうしてこんなに高いんですかと言うと、サービス基盤が他都市よりも充実しているからですというふうに話がありました。そうすると、例えば広域連合のAランクのところは、飯塚市よりも充実しているということですかね。

○高齢介護課長

介護保険料のそれぞれの保険者ごとの金額につきましては、それぞれの保険者ごとのサービス費から算出されるのですが、サービス費につきましては、高齢者の率であるとか、認定率であるとか、今、質問委員のご指摘のあつたようにサービスの充実度というのがございますので、一概にどの要因というような分析は行つていないところでございます。

○川上委員

そうすると、私が1年前の福祉文教委員会での皆さんの答弁を聞き間違つたということですかね。

○高齢介護課長

失礼しました。広域連合Aがサービスが充実しているかどうかというのが、私どもではちょっと分析していないということでございます。

○川上委員

介護保険料が高いと言うのは、サービス基盤が充実しているからですというのが答弁でしょう、飯塚市の場合。その論理でいくならば、飯塚市より高いところは、サービス基盤が飯塚市よりもっと充実しているという論理が成り立つのではないかと心配したわけです。ですから、サービス基盤が充実しているから介護保険料が高いというのは、実は成り立たないのではないかと。なぜかと言うと、これ、議論したね。介護保険料が高い人は、特別なプレミアムのついた介護を受けられるかという、そんなことないわけでしょう。認定制度があるわけですから。必要な方に必要なサービスをというのが原則ではないですか。では、なぜ高いのかということになるわけですよ。取り過ぎているというだけではないんですか。という心配があります。

それで、全国では介護認定を受けて未利用という方が、これは4年前の数字になりますけれども173万人、率で25.4%という状況があったんだけど、飯塚市でも、昨年、試算してもらったら23.91%ということで、4人に1人が認定を受けているのに、サービスを受けていないという実態があるわけですね。これ、どういう事情でしょうね。予算にも反映しているでしょう、これが。どういう事情でしょうか。

○高齢介護課長

介護認定を受けられて介護サービスをその後、受けられていないという方につきましては、介護認定を受けるきっかけというのが住宅改修であるとか、福祉用具の貸与とかいうことで住宅改修をきっかけに受けられる方が多くおられます。そういう住宅改修をしたり、手すりを取り付けたりというような方が、住宅改修をした場合に、その後利用がない。ただ認定期間として残っているという方がいらっしゃいますので、そういうことで利用率の低い部分があるかと思えます。

○川上委員

全国で4人に1人が受けていない。飯塚でもほぼ変わらない数字は、全国でもそういう事情だと思えますか。

○高齢介護課長

おおむね同じ事情にあるかと考えております。

○川上委員

そこは見当をつけて答弁しないほうがいいですよ。何か調べたんですか。

○高齢介護課長

申しわけございません。特に資料に基づいて答弁したわけではございません。

○川上委員

これは、きょうはあれですけど、別の機会に、なぜそうなのかというのは、全国の傾向と本市の傾向が、もし課長が言われるような傾向があるのであれば、それも含めてよく検討する必要があるのではないかというふうに思います。

そこで、いずれにしても高い介護保険料、悩みがありますというのが、日本共産党がいろいろアンケートをとると国民健康保険税と並んで寄せられる声ですよ。しかも天引きでしょう。納付書で納付する場合、滞納ということが起こり得るわけですね。そこで、滞納した場合に国民健康保険証などに見られるようなペナルティーを、あなた方は制度設計の中で入れていないのか、お尋ねします。

○高齢介護課長

介護保険料の滞納によります自己負担額がふえたり、償還払いになったりするペナルティーは、介護保険法に基づいて実施いたしておるところでございます。

○川上委員

そのペナルティーがあると必要な方が必要なサービスを受けられないという事態は生じませんか。

○高齢介護課長

実際、サービスは提供いたします。その際の支払い方法の変更、後払いになります償還払いであるとか、それから給付額の減額、1割で負担であるところを3割にしたりすることはございますけども、サービスを止めるようなことはございません。

○川上委員

止めない。でも利用料は10割支払いを求められるわけですか、そうでもないのかな。

○高齢介護課長

通常、サービスの提供の1割を利用者の方に負担していただいておりますけれども、給付額の減額の場合には、1割から3割に負担額がふえてまいります。

○川上委員

そうすると、止めないけれども、サービスが必要な方との関係でいえば抑制にはなるわけですね。違いますか。

○高齢介護課長

確かに自己負担額がふえることによって利用者の方にとっては負担が多くなります。ただ、介護保険料は介護保険サービスの必要な費用を賄うための非常に重要な財源でございます。介護保険料の未納の状態が進みますと、制度の運営維持に大きな支障となります。保険料を滞納されている方が保険料を納付されている方と同じ負担で介護保険サービスを受け続けることは、被保険者間の公平性を損なうものでございまして、ほかの普通に保険料を納めていただいている方の保険料の納付意欲を減衰させることになってまいります。そのため、保険給付の制度が設定されているものと考えております。

○川上委員

それは、非常に危険な考え方だと思う。介護はどういうことかということ、もう私が言う必要もないと思いますけれども、日常生活をサポートするというふうに言われるけれど、命にかかわるわけでしょう。人間の尊厳にもかかわっていく、人権にかかわっていくテーマですよ。それを介護保険料が、いろんな理由で滞ると、納入が滞る、納付が滞るということで、あなたが答弁した中身というのは、見せしめという日本語があるけど、それに近いよ。介護だとか、そういう大事な仕事を、そうしたようなペナルティーをかけてよいのかと。大体、制度の中に入れてよいのかという問題があると思うんですね。このことについては、市としては、国あるいは県に何か制度を改めるような要望とか出したことがありますか。

○高齢介護課長

国に対する要望といたしましては、福岡県市長会を通じた要望事項といたしまして、介護保険制度の安定的運営等についての要望を行っております。その要望事項の一つといたしまして、介護保険運営のための財政措置等についての要望、また、制度見直しにつきましては、被保険者が必要なサービスを受けることが困難にならないよう、必要な財政措置など支援を講じることについての要望を行っているところでございます。

○川上委員

そういう要望する間は、このペナルティーの適用というのは、相当改める必要があるというふうに思います。それで、差し押さえ状況が気になるわけですね。年金から天引きするのは、事実上の差し押さえと同じですよ。年金は差し押さえ禁止財産だけど、今のような制度の中で天引きしていくのは、そういう当事者にとってはそういう意味ではないかと思うんだけど、そうでない納付の方での滞納というのがあると思うけど、その場合、あなた方は差し押さえをしますか。

○高齢介護課長

介護保険料の納付指導や督促のご案内を差し上げても長期にわたり応じていただけない被保険者に関しましては、金融機関に依頼しまして預貯金調査を行い、差し押さえを行っているところでございます。

○川上委員

例えばですけど、何件ぐらいありますか。

○高齢介護課長

差し押さえの実績につきましては、今年度で申し上げますと、令和4年2月末現在で差し押さえを行った件数は26件となっております。

○川上委員

何を押さえていますか。預金通帳を押さえるんだけれど、実際は何を押さえていることになりますか。

○高齢介護課長

預貯金口座に貯金されております金額を押さえさせていただいております。

○川上委員

生活費でしょう。あり余るお金を押さえていますか。生活費を押さえているのではないのですか。

○高齢介護課長

生活費を押さえているという認識ではございません。預貯金口座に在籍している金額を押さえさせていただいております。

○川上委員

その額によるかもしれませんが、今、生活費が口座に入っているわけでしょう。最近始まったわけではないけれど。それで先ほど、長期にわたり未納と言われましたね。その長期とはどれぐらいなのか。差し押さえに至る、最初に行くのは、何が行くんですかね。催告状か何か行くんですか。そこの手続をちょっと教えてもらっていいですか。

○高齢介護課長

滞納が生じている方に対しましては、納付期限到来後20日経過しても納付が確認できない場合に、まず督促状を発送いたします。督促状を発送いたしまして、それでも納付がなされないような場合には催告書を送付いたします。催告書を送付いたしまして、それでも納付や納付相談がない場合には、電話による納付指導、それから直接、自宅へ訪問しての納付指導を行っておるところでございます。そうした納付指導を行いまして、指導に応じず納付の意思も示さない方、納付相談を行わない方などの場合においては、滞納の解消は見込めないというふうな判断をいたしまして、預貯金調査を行いまして差し押さえの執行を行っているところでございます。差し押さえは、負担の公平性を確保するため、法の規定に基づき、段階的に納付指導を行っても、なお応じてもらえない場合に最終的に行うことといたしております。

○川上委員

20日、納付期限を過ぎて20日と言われたんだけれど、それは1期だけのことなんですか。その期の納入期限がありますね。それを20日間遅れると、今言ったようになるわけですか。

○高齢介護課長

委員ご指摘のとおり、督促状は1期ごとに納付期限から20日たちますと送付いたしております。

○川上委員

国民健康保険税の滞納より差し押さえの段取りが素早いですね。それで、電話をかける、自宅を訪問するということなんですか、これは、現年度分についてということになるわけですね。そうすると、この電話、自宅訪問をするのは誰がするんですか。

○高齢介護課長

職員が行っております。

○川上委員

職員が行って、対応がない場合は、財産調べをして見つけたら押さえるということを書いて

いるわけですね。この法律上のことですよと言うかもしれないけれど、あなた方は高齢者に対して払わないと差し押さえますよというような形で、その精神的なプレッシャーを加えながら納付を推進しているというふうに思うんだけど、あなた方はそのことを公平性のためにというふうに言われているように思うんですね。何か反論がありますか。

○高齢介護課長

滞納されている方に対しましての差し押さえにつきましては、制度の運営維持に大きな支障となります介護保険料の滞納でございます。保険料を滞納されている方が保険料を納付されている方と同じ負担でサービスを受け続けることは、先ほど申し上げましたとおり、被保険者間の公平性を損なうもの、またほかの被保険者の納付意欲を減衰させることとなりますので、公平性を保つためにも、法の規定どおり、差し押さえをさせていただいているところでございます。

○川上委員

平成12年かに導入して、基準額が2倍も3倍も上がって、年金は下がる、消費税は上がる。ロシアがウクライナや侵略に入り込んでくると諸物価の値上がりとか、そういうこともあるわけですね。高齢者の暮らしに思いをいたすというか、その上で、介護保険料の設定を行われているのか、また介護事業がこの分野で運営されているのか、非常に心配です。

では実際に、そういう難しい状況の上に、介護サービスは事業が成り立てられているんだけど、介護サービスの適正化という事業がありますね。係までつくっているわけですけど、これによって介護保険の特別会計が、どういう影響を持っているかを、ちょっと意義というか、お尋ねしたいと思います。

○高齢介護課長

給付費の適正化事業につきましては、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度となるように取り組んでいる事業でございます。その効果は、速攻性のあることではございませんので、今後も継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

○川上委員

適正化の、どういう柱があるのかというところをお尋ねします。

○高齢介護課長

給付適正化事業につきましては、飯塚市の介護保険事業計画においても記載しておりますが、大きく分けて5つの事業を実施いたしております。1つ目が、認定調査票や主治医意見書の内容を確認・点検する要介護認定の適正化事業でございます。2つ目が、利用者が受ける介護サービスの内容が真に利用者のためになっているか、利用者の方の自立を阻害する内容になっていないかを点検するケアプランチェック事業でございます。3つ目は、住宅改修等が問題なく施工され、自立を支援する結果となっているかを点検する住宅改修等の事後現地点検事業でございます。4つ目は、介護サービス事業者が適正に介護給付の請求を行っているかを点検する縦覧点検・医療情報との突合事業でございます。5つ目は介護保険サービスの利用状況を実際の利用者の方に認識していただき、介護保険制度の現状をご理解いただくための介護給付費の通知事業でございます。これら5つの事業を実施し、持続可能な介護保険制度となるよう取り組みを進めておるところでございます。

○川上委員

あなた方のこの間の説明では、委員会における説明では、これに加えて窓口相談の段階で、介護認定の必要があるのかと、そもそも、総合事業に回せないのか。介護保険ではなくて。こういうのも説明されているんだけど、これは適正化事業というか、そういうことはやっているんですか。

○高齢介護課長

おっしゃるとおり、総合事業の推進も取り組んでおるところでございます。

○川上委員

介護認定をしてもらいたいということで思ったときは、医師の意見書などを添えるのだと思いますが、介護認定申請をしますよね。これは、その方の権利でしょう。それを、申請をする前に必要であるかを判断するという事はないんですか。

○高齢介護課長

介護認定するために来られた方の中には、実際は介護認定をする必要がなく、総合事業の内容で十分賄える方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、お話をお伺いした上で総合事業のご案内を差し上げているところでございます。

○川上委員

介護認定の申請をしたいと言ってきた方に、そうではなくて総合事業でというふうに言うことがあるということなんでしょうけれど、どのぐらいありますか。

○高齢介護課長

申しわけございません。数字としては把握いたしておりません。

○川上委員

そのボリューム感、これはあなた方、5つの適正化事業とは別に、あるいは前提問題として言っていることですよね。事業としてやっていることよね。ボリューム感としてはどうですか。

○高齢介護課長

ボリューム感ということですがけれども、総合事業の年間申請件数はおおむね100件程度だと記憶いたしております。

○川上委員

予算書の322ページに、第2表 債務負担行為があります。ケアプラン点検等委託料というのが、令和5年度から6年度までということで限度額が設定されておりますけれど、これはこの適正化事業とのかかわりはないんですか。

○高齢介護課長

ケアプラン点検等委託につきましては、適正化事業の一つでございます。今回、債務負担行為を設定させていただいたのは、複数年契約、3年間の複数年契約で、ケアプランの継続的な分析と方策の検討を行うために、複数年契約とさせていただくものでございます。

○川上委員

これは、こういったところに委託するものですか。

○高齢介護課長

ケアプランのチェックの経験が豊富な事業者には委託するものでございます。

○川上委員

それは例えばこういったところですか。

○高齢介護課長

介護専門員等、そういった資格をお持ちの事業者には委託を行っております。

○川上委員

今、何と言われましたか。医者と言われましたか。

○高齢介護課長

介護支援専門員でございます。

○川上委員

実績はどうですか。

○高齢介護課長

今回、予算で上げております債務負担行為につきましては、来年度、令和4年度に契約を行

う予定で考えておりますので、今のところ事業者を決定いたしておりません。

○川上委員

これは初めての事業になるんですか。過去の実績はないのですか。

○高齢介護課長

飯塚市としては、ケアプラン点検は初めての事業ではございません。

○川上委員

初めてではないと言ったんですか。

○高齢介護課長

初めてではございません。今年度もケアプランチェックは単年度契約で行っております。

○川上委員

単年度ですとやってきたわけですか。実績は、どういったところ、どこに委託しているんですか、してきたのですか。

○高齢介護課長

今年度は、株式会社くまもと健康支援研究所に委託をいたしております。

○川上委員

それは、どういったところですか。概要をちょっと教えてもらえますか。

○高齢介護課長

詳細については、今、手元に資料を持っておりませんが、先ほど申しあげましたような介護支援専門員を職員に要するコンサル会社でございます。

○川上委員

本社はどこにありますか。

○高齢介護課長

熊本市でございます。

○川上委員

陣立てとというか、スタッフとか、どれぐらいいるんですか。

○高齢介護課長

申しわけございません。今、詳しい資料を手元に持ち合わせておりません。

○川上委員

単年度でやってきているんでしょう。ここは、今年やっているだけですか。それともずっと18年間やってきたとか、どういうことになっていますか。

○高齢介護課長

今年度の事業者は、今年度初めてでございます。

○川上委員

ちょっと意味がわからない。どういう意味ですか。

○高齢介護課長

先ほど申しあげました、今年度委託しております株式会社くまもと健康支援研究所につきましては、今年度初めて委託を行ったものでございます。

○川上委員

今年度というのは、令和3年度のこと言っているわけですね。それはわかりました。それ以前はどこがしていますか。

○高齢介護課長

申しわけございません、ちょっと今、手元に資料がございません。

○委員長

川上委員、すみません、今、ちょっと予算から少し外れていますので、議案に対しての質疑でよろしくお願いたします。ちょっと過去のことを、今ずっと言われて、遡って今言われて

いますので、本議案に対してお願いします。

○川上委員

例年というか、いつも業者選考をどのようにしてやっているんですか。

○高齢介護課長

プロポーザルの公募で事業者を選定いたしております。

○川上委員

ずっとプロポーザルですか。

○高齢介護課長

プロポーザルにしたのは今年度でございまして、それ以前につきましては競争入札で実施いたしております。

○川上委員

複数年にするというのは、どういう理由ですか。

○高齢介護課長

ケアプランチェックを行う際、給付費や認定等のデータ分析も行っていただく。それで、複数年にすると申しますのが、市全体の傾向や地区ごとの傾向を分析した上で、効果的な手法の教示も行っていただきたいと。そのためには、ある程度の期間が必要だということで、複数年契約で考えておるところでございます。

○川上委員

これは、今言ったことが必要だとかいうことなただけれど、紙に書いたものがあるでしょう。今度からは、複数年でいきます。いきたいと。理由はこれですと。プロポーザルでいきますとか。これ、まさか業者が複数年にしてくださいと言ったわけではないでしょう。市の側で考えたわけでしょう。そしたら、その経過のわかる資料を提出していただけませんか。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求があつております資料は提出できませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:11

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求があつております資料は提出できませんでしょうか。

○高齢介護課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料はサイドボックスに掲載していますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

○川上委員

資料の説明を求めます。

○高齢介護課長

提出した資料は1枚ものでございます。債務負担行為を設定いたしました介護給付費適正化のケアプラン点検等業務委託の概要について、お示したものでございます。ケアプラン点検

等の委託業務、まず目的としまして、ケアプランチェックの実施でありますとか、データ分析、研修会の実施などをお示しした上で、本市の介護保険の現状と事業スケジュール、委託費用、今後の展開などについてお示ししております。

○川上委員

3番に事業スケジュールがありますけれども、4月中旬、プロポーザル公募開始となっております。業者選考をプロポーザルで行うというのは、どういう発想ですか。

○高齢介護課長

ケアプラン点検のデータ分析につきましては、提案内容に基づいて審査したほうが、契約相手を選定したほうがいいというふうに判断いたしまして、金額のみによることなく提案内容に基づいて契約相手を選定するプロポーザルにいたしたところでございます。

○川上委員

これは、それを決めるまでの過程もあろうと思うけれども、選考する際は、審査委員会、業者選定委員会というのは審査委員会のことですかね。配点を実際にやっていく委員会のことですか。

○高齢介護課長

業者選定委員会と申しますのは、配点表は事務局で案をつくりまして、委員会で審議していただきまして配点表を作成。その後、業者の公募を行いまして、業者の選定まで行うところでございます。

○川上委員

何人を予定していますか。

○高齢介護課長

今のところ何人と、具体的な人数は考えておりません。

○川上委員

ガイドラインがありますね、飯塚市のプロポーザルガイドライン。何人となっていますか。

○高齢介護課長

ガイドラインでは5人以上となっているところでございます。

○川上委員

今、考えていないと言われましたか。いつ考えるんですか。いつ決めるんですか。

○高齢介護課長

実施要領を起案する際の4月初旬に考慮したいと考えております。

○川上委員

職員ばかりで5人以上ということはあり得るわけですか。

○高齢介護課長

業者選定委員会は内部の組織で考えておりますので、委員は全員職員で考えております。

○川上委員

発注者が——。これは密室ですよ。傍聴とかできないでしょう。だから、発注者が密室で業者を決めるということになりますか。

○高齢介護課長

業者選定委員会は、先ほど委員ご指摘のとおり傍聴者はいれないところで選定していただくことを考えております。

○川上委員

発注者が密室で業者を選考する。所管課は、部長もおると思うけれど、入りませんか。

○高齢介護課長

職員、福祉部の職員が入る予定といたしております。

○川上委員

誰ですか。

○高齢介護課長

4月初旬の提案をする際、起案をする際に考えたいと思っています。

○川上委員

ガイドラインではどうなっていますか。

○高齢介護課長

5人以上の委員ということでございます。失礼いたしました、関係者は2分の1を超えない委員ということでございます。

○川上委員

片峯市長がきょうおられるので、あれだけれど、ガイドラインさえ5人以上、それから2分の1を超えないということさえクリアしておれば良いんだということで、やっぱり成り立たない。一般競争入札、指名でもいいけれど、その場合はいろいろ予定価格だとか最低制限価格の事前公表とか、いろんなことによって透明性とか公正性というのは確保できるように工夫がされている。問題があったときには、応札者が説明責任を負うではないですか。しかし、プロポーザルの場合は、ここで官製談合が起こっていませんと。税金の使い方をめぐってね、そういうことを説明する責任は、発注者、市になってくるわけですよ、この制度の場合は。それを、その説明責任が果たせるようにするという一つの要素として、うちにはガイドラインがありますと、5人以上ですから、5人ですと。所管部あるいは各課からは2人しか出ておりませんと。これでは説明責任は全然果たしたことになるわけでしょう。だから、プロポーザルでいかなければならないというのが、まず、よくわからないということもありますけど、このプロポーザル制度そのものが大丈夫なのかと。この不透明感いっぱいやり方で。というように、これは問われてくると思うので、市長、ちょっと決めたわけではなさそうなので、プロポーザルでいくというのをね。ちょっと再検討したほうがいいのではないかと思うけれど、見解を求めます。

○高齢介護課長

今回のケアプラン点検等委託につきましては、事業内容の評価も必要だと考えておりますので、プロポーザルによる公募でさせていただきたいと考えております。

○川上委員

この事業は、先ほど言われた適正化事業の1番から5番までのどれにかかわっていくのでしょうか。全体にかかわるんですか。

○高齢介護課長

このケアプラン点検等の委託につきましては、先ほど給付適正化事業で5つご説明いたしましたうちの2つ目のケアプランチェック事業に当たるものでございます。

○川上委員

今の、プロポーザルでいきますよと、こういう仕事ですよという説明の話を聞いていると、2だけではとどまらないという気がしますね。ちょっと腑に落ちない。引き続き、ちょっと調査もしたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べたいと思いますが、反対する理由の第1は、高過ぎる介護保険料があること、反対する理由の第2は、利用抑制につながりかねないペナルティーや

適正化事業があることです。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○臨時特別給付金対策室長

「議案第27号 専決処分の承認」についてご説明いたします。「専決第27号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。議案第27号、令和3年12月21日専決と表示しております令和3年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するもので、既定の予算総額に39億1342万3千円を追加して、874億6751万円にするものでございます。

4ページの補正予算の概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金に記載しております3つの項目につきましては、歳出予算の財源として計上するものでございます。次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費に記載しております職員給与費及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は、市民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、10万円を給付する国の制度に係る予算で給付金と事務経費として28億5951万5千円と、時間外勤務手当等の職員給与費671万1千円を計上するものでございます。児童福祉総務費の子育て世帯等臨時特別支援事業費では、児童手当受給の所得要件を満たす世帯に対し、10万円を給付する国の制度のうち、プッシュ型の5万円分につきましては、12月定例会で議決をいただいておりますが、残りの5万円分の給付金と事務経費として、10億4719万7千円を追加するものでございます。繰越明許費につきましては、いずれの事業も年度内の事業完了が見込まれないため設定するものでございます。5ページ以降に、今回の補正までの歳入歳出予算額の推移表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

今回の専決予算、12月議会に間に合わなかった理由についてお聞かせください。

○臨時特別給付金対策室長

今回の給付金につきましては、国のスケジュールといたしましては、令和3年11月19日に閣議決定、そして令和3年12月20日、令和3年度補正予算（第1号）が成立しております。そのため、12月議会には間に合わず、12月21日の専決処分を行っているものです。

○江口委員

12月議会閉会はその数日前です。その時点で議会に提案しているところ、自治体が幾つもあるわけですが、飯塚市がなぜ間に合わなかったかを改めてお聞かせください。

○臨時特別給付金対策室長

今回の非課税世帯に対する給付金につきましては、扶養要件等複雑な内容がありましたので、人数等の推計ができず、補正予算には計上しておりません。

○江口委員

その推計がわずか数日でできたわけですね。この分に関しては、前回の12月議会の福祉文教委員会のほうで、まだ間に合うので、できるだけ開会中に出していただきたいとお話をしていたかと思っています。そして、現実にはちゃんと議会にかけている自治体も多くはあるわけです。そういったことを考え合わせると、安易な専決というのに関しては厳に慎むべきだと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

住民税非課税世帯等臨時特別給付事業についてですけれども、国から28億円ということですね。それで現在の取り組みの状況をお尋ねします。

○臨時特別給付金対策室長

令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対する1世帯当たり10万円の現金支給につきましては、2月17日地点の支給対象者を2万1156世帯とし、2月18日から順次、要件の確認書を送付しております。支給に関しましては、3月7日から支給を開始しております。

○川上委員

きょうが8日か。3月7日から支給、どれぐらい、今の段階で振り込みがあっていますか。

○臨時特別給付金対策室長

7日までは444件。3月14日までには1万920世帯の給付を見込んでおります。

○川上委員

これは確認書が送られてきた件数というようなことですかね。

○臨時特別給付金対策室長

確認書が飯塚市のほうに送付されてから、事務処理、口座の確認等を行います。それから、給付の段取りとなるわけですけれども、一応、今現在までに来ている分は処理は終わっております。

○川上委員

処理が終わっているというのはどういうことですか。

○臨時特別給付金対策室長

給付に向けてのデータ作成等を終わって、給付を待つ状態になっております。

○川上委員

確認書が返ってきたのが1万920世帯ですかと聞いたんですよ。それはそうだということですかね。

○臨時特別給付金対策室長

きょう現在でいきますと、残り5千人の方がまだ返送されておられませんので、1万6千人程度の方は確認書が届いております。

○川上委員

これだけ大規模なという人もいますけれど、飯塚市28億円と。対象が2万1156世帯を見込んでることなんですけれど、この給付を受けた、あるいは通知を受けた人たちから、何かこう、喜びの声とか、困ったという人はおらんとお思いますけれど、何かそういう声は聞いていますか。

○臨時特別給付金対策室長

3月7日、昨日ですけれど振り込みをしております。直接、声を聞いているわけではございませんが、給付の日に対してお問い合わせ等も多かったことから、給付を待ち望まれている方は多いと思われま。

○川上委員

商工会議所あるいは商工会、その他の商工団体あるいは地域経済にかかわりの深い方たちの中からは、地域経済への影響について何かお話は聞いていませんか。

○臨時特別給付金対策室長

地域経済の関連の商工会等からのご意見や感想は特にいただいております。

○川上委員

これからお金が市民のところへ届いて使われるということになっていくと思うけれど、これだけの政策展開をしているわけですから、事業展開をするわけですから、正しく評価をしていく必要があると思うんですね。対象者は本当にこれだけでよかったのかとかいうこともあると思います。それで、住民税非課税等という等が付いているわけですが、家計急変の関係ですね。これをわかりやすく説明してもらえますか。

○臨時特別給付金対策室長

給付の対象者で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額となる世帯に対して支給することとなっております。

○川上委員

自分がそれに該当するかどうかというのはわからない方もおるのではないかなと思うけれど、どうしたらいいんですかね。

○臨時特別給付金対策室長

概要につきましては、コールセンター等でお話ができるかと思っておりますけれども、やはりお1人お1人、事情が異なると思っておりますので、市役所のほうに出向いていただいて、ご相談を受けるといった形になります。

○川上委員

生活が苦しくなったときは、市役所のいろんなセクションでお困りだなというのはわかるのではないですか。例えば、住宅課だとか生活支援課とか、いろんなところがわかりますよ。教育委員会とか。そうすると、この制度が臨時給付金の対象になるのではないかなというのを、市役所の職員の方がほかの制度とあわせて、こうした制度もあるんですよというのを説明する必要が生じると思うけれど、市民に対する周知と職員に対する周知、両方が必要ではないかと思っておりますけれど、何か考えがありますか。

○臨時特別給付金対策室長

職員に対しましては、コールセンターの設置につきましては周知をしております。また一般の方に対しては、ホームページ、市報等で周知を行っております。申し込み期限がございますことから、5月の広報いづかの掲載は考えております。またもう一度、9月30日までにありますので、8月か9月の市報にも掲載したいと考えております。

○川上委員

もう最後にしますが、子育て世帯等臨時特別支援事業費についてなんだけれど、飯塚市は先ほど指摘もありましたけれど、5万円プラスチケットというようなことではなくて、現金という決断をして、それで多くの方は年を越したりしたんだけど、片峯市長、その決断がどうであったかについて思うところがあれば見解を求めます。

○片峯市長

今のご質問、当初、国のほうは5万円の現金給付と5万円のチケットということを手段として報道がなされております。当初から本当に、それがお困りのご家庭や子どもたちに有益に働くのかどうかという観点から、担当部署と協議を直接してきました。国のほうも必ずしもそうしなければならぬという当初の形から柔軟性を出しましたので、主として、市民の方に喜んでいただけるような制度にしようということで、決断をしたところでございます。できるだけ

早く支給ということも、年越しも考えて、もろもろ、専決のような形も含めまして対応させていただきました。何分、国のほうが確定する前からみなしで動くということ、それでもそうすべきではないだろうかというご意見もあると思いますが、はっきりした形で進めようとしたということでご理解いただきたいと思っております。今後も市民の生活実情を考えながら、担当部署から生の声も聞きながら、双方の意見交換のもとに判断していきたいと思っております。

○川上委員

国の事業あるいは市の事業にしろ、組んだときに非常に大事な仕事が多いわけですがけれども、それぞれについて市民がどう受け止めているか、そして職員のやりがいはどうか、改善点はどこにあるのかというようなことを常々から把握し、教訓とする必要もあるし、特に対象となる方たちが漏れなく、そういう状況に陥ったときに、申請し享受ができるように特別に工夫する必要があるということをお願いして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第9号）」）については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」報告を求めます。

○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、ご報告をいたします。令和4年度から民間委託となる穂波西中学校外3校の給食調理等業務受託業者の選考について、飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公正な審査の結果、受託候補者の特定について答申がありましたのでご報告するものでございます。

資料「飯塚市学校給食調理等業務受託候補者特定 答申書」をお願いいたします。1ページ下段、「1 受託候補者」をごらんください。穂波西中学校区給食調理等業務につきましては、ハーベストネクスト株式会社が、受託候補者となったものでございます。2ページ「2 特定の理由」といたしまして、学校給食の目的や意義を十分に理解し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導への協力体制などがより具体的で適切な提案がされていること。また、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を理解し、給食調理等業務に関し安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行が期待できる、より優れた提案であったと判断され、受託業者として特定されたものでございます。特定までの経過でございますが、令和3年10月21日に飯塚市教育委員会から飯塚市給食運営審議会に対し、受託業者の選考について諮問しております。飯塚市給食運営審議会では、11月4日に第1回飯塚市給食運営審議会を開催、専門部会を設置し、11月11日から募集を開始しましたところ、1社から参加表明書の提出があり、令和4年1月7日の締め切りまでに、この1社から企画提案書の提出がございました。この1社に対しまして、1月21日に第1回専門部会で、第一次審査といたしまして企画提案書等資料の書類審査を行い、2月2日に第2回専門部会でヒアリング審査等による二次審査を行いました。その結果、この1社が受託候補者として特定されました。3ページ、採点結果以

降の説明については、省略させていただきます。今後は、この答申に基づきまして委託契約に向けた事務を行ってまいります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

学校給食の委託の関係ですが、前回の委員会でもちょっと話していましたが、対象の小学校、中学校の学校の保護者の方、関係者含めて、この委託の説明会を、ぜひ、たしかやってくれという話をしておったと思いますが、もし実施した日程等がわかればお願いします。

○学校給食課長

今回、委託を行います4校のPTAなどの関係の方々に対しまして、事前のご説明、令和4年度から、給食調理業務が直営から民間委託に変わるということで、ご説明を差し上げております。詳しい日程は、すみません、年内には、全て4校終了しております。

○田中武委員

説明会で何か具体的な意見が上がっておることが、もしあったらご報告いただけますか。

○学校給食課長

ご質問の内容でございますが、まずもって、直営から民間委託に変わったときに、学校との連携、学校行事等の参加などは直営と変わらず行われることができるのかといったご質問がございました。この内容につきましては、プロポーザル実施要領また仕様書にも記載をしておりますとおり、学校給食における学校とのかかわり、また学校行事への積極的な参加という部分がありますので、ここは審査の内容でもしっかりと提案、審査をしているところでございます。また直営から委託に変わることで、職員さんはどうなるのかというようなご質問もいただきました。現在、直営校8校でございますが、4校の委託をした後は、残り4校に各職員が適正な人数で配置をするというふうなご回答をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。